

平成23年 第4回 築上町議会定例会会議録(第5日)

平成23年12月16日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成23年12月16日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第84号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第2 議案第85号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第86号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第87号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第88号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第6 議案第89号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第90号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第91号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第92号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第93号 町道路線の変更について
- 日程第11 議案第94号 町道路線の廃止について
- 日程第12 意見書案第2号 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書(案)について
- 日程第13 陳情第1号 2012年度教育条件整備陳情書  
(追加分)
- 日程第14 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第84号 平成23年度築上町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第2 議案第85号 平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第86号 平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第4 議案第87号 平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第88号 平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第6 議案第89号 平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第7 議案第90号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

日程第8 議案第91号 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第92号 町道路線の認定について

日程第10 議案第93号 町道路線の変更について

日程第11 議案第94号 町道路線の廃止について

日程第12 意見書案第2号 健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書(案)について

日程第13 陳情第1号 2012年度教育条件整備陳情書

(追加分)

日程第14 常任委員会の閉会中の継続審査について

#### 出席議員(16名)

1番 小林 和政君	2番 宮下 久雄君
3番 丸山 年弘君	4番 工藤 政由君
5番 工藤 久司君	6番 有永 義正君
7番 吉元 成一君	8番 田村 兼光君
9番 塩田 文男君	10番 西畑イツミ君
11番 塩田 昌生君	12番 中島 英夫君
13番 田原 宗憲君	14番 信田 博見君
15番 武道 修司君	16番 西口 周治君

#### 欠席議員(なし)

#### 欠 員(なし)

#### 事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君                      書記 則松 美穂君

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 新川 久三君    副町長 ..... 八野 紘海君

教育長 ..... 神 宗紀君

会計管理者兼会計課長 ..... 川崎 道雄君

総務課長 .....	吉留 正敏君	財政課長 .....	則行 一松君
企画振興課長 .....	渡邊 義治君	人権課長 .....	松田 洋一君
税務課長 .....	田村 一美君	住民課長 .....	平塚 晴夫君
福祉課長 .....	高橋 美輝君	産業課長 .....	中野 誠一君
建設課長 .....	中川 忠男君	上水道課長 .....	加來 泰君
下水道課長 .....	古田 和由君	総合管理課長 .....	吉田 一三君
環境課長 .....	永野 隆信君	農業委員会事務局長 ...	田村 幸一君
商工課長 .....	久保 和明君	学校教育課長 .....	田中 哲君
生涯学習課長 .....	田原 泰之君	監査事務局長 .....	石川 武巳君
清掃センター長 .....	田村 修乃君		

午前10時00分開議

議長(田村 兼光君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ただいまから議事に入ります。

#### 日程第1. 議案第84号

議長(田村 兼光君) 日程第1、議案第84号平成23年度築上町一般会計補正予算(第7号)についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第84号平成23年度築上町一般会計補正予算(第7号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、ひとり親等医療費及び子ども手当扶助費、障害者自立支援医療費等が主な補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 続きまして、産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) 議案第84号平成23年度築上町一般会計補正予算(第7号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 続いて、総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第84号平成23年度築上町一般会計補正予算(第7号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、歳出では退職手当組合特別負担金及び財政調整基金積立金、歳入では市町村振興宝くじ交付金が主な補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) ないようです。ほかにありませんか。これで討論を終わります。

これより議案第84号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第85号

日程第3. 議案第86号

日程第4. 議案第87号

日程第5. 議案第88号

日程第6. 議案第89号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第2、議案第85号平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてから日程第6、議案第89号平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)についてまでは、厚生文教常任委員会への付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号から議案第89号まで一括して委員長報告を行うことに決定しました。

では、議案第85号から議案第89号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第85号平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第86号平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第87号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第88号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第89号平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)について、以上の案件につきまして慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

日程第2、議案第85号平成23年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて討論を終わります。

これより議案第85号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第86号平成23年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて討論を終わります。

これより議案第86号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第86号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第87号平成23年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これにて討論を終わります。

これより議案第87号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第87号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第88号平成23年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第88号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第88号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第89号平成23年度築上町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第89号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第89号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第7. 議案第90号

議長(田村 兼光君) 日程第7、議案第90号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 議案第90号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第90号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第90号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第8. 議案第91号

議長(田村 兼光君) 日程第8、議案第91号築上町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長、信田議員。

総務常任委員長(信田 博見君) 議案第91号築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(田村 兼光君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(10番 西畑イツミ君) 築上町税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論いたします。

この中に寄附金額控除が5,000円から2,000円になることについては賛成しますが、町民税の納税管理費にかかわる不申告に関して、現在、3万円が10万円に引き上げられる内容になっております。3倍以上に引き上げること、罰則強化になりますので、納得できません。

以上が反対の理由です。

議長(田村 兼光君) 次に、賛成意見のある方。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより議案第91号について採決を行います。議案第91号

は原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長(田村 兼光君) 起立多数です。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第92号

日程第10. 議案第93号

日程第11. 議案第94号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第9、議案第92号町道路線の認定についてから日程第11、議案第94号町道路線の廃止についてまでは、産業建設常任委員会の付託議案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第92号から議案第94号まで一括して委員長報告を行うことに決定しました。

では、議案第92号から議案第94号までの報告を求めます。産業建設常任委員長、中島議員。

産業建設常任委員長(中島 英夫君) おわびを申し上げたいと思います。議案の84号のうち、所管のところ、括弧書きで局長が、私が局長を呼んだのは、どうも何かおかしいなということで呼んだわけなんですけれども、訂正がないから、私の記憶間違いかなと。括弧書きの旧小山田小学校のという防水工事の問題ですが、これは所管が私のところじゃないで総務常任委員会です。それを除いた、わかりますか。これは括弧書きのこの部分があったんですけれども、これは所管が私のところの所管でないで総務委員会ということで、取り消しをお願いします。それで、議事録の関係があると思いますので、84号、最後私が読ませていただきます。それで可決して訂正ということをお願いします。

議案84号平成23年度築上町一般会計補正予算(第7号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しましたということにさせていただきたいと思います。(「はい、了解」と呼ぶ者あり)御了承をお願いします。

所管の項目にいきます。議案92号町道路線の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案93号町道路線の変更について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案94号町道路線の廃止について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長(田村 兼光君) 日程第9、議案第92号町道路線の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第92号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第92号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第93号町道路線の変更についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第93号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第93号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第94号町道路線の廃止についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより議案第94号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第94号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12.意見書案第2号

日程第13.陳情第1号

議長(田村 兼光君) お諮りします。日程第12、意見書案第2号健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書(案)についてから日程第13、陳情第1号2012年度教育条件整備陳情書についてまでは、厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号から陳情第1号まで一括して委員長報告を行うことに決定しました。

では、意見書案第2号から陳情第1号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長、西口議員。

厚生文教常任委員長(西口 周治君) 意見書案第2号健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書(案)について、陳情第1号2012年度教育条件整備陳情書、以上の案件につきまして慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(田村 兼光君) 日程第12、意見書案第2号健全な国民健康保険制度の構築を求める意見書(案)について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより意見書案第2号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。意見書案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、陳情第1号2012年度教育条件整備陳情書について議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) これで討論を終わります。

これより陳情第1号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

#### 日程第14. 常任委員会の閉会中の継続審査について

議長(田村 兼光君) ここで、追加議案です。

お諮りします。日程第14、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。よって、常任委員会の閉会中の継続審査についてを、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第14、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(田村 兼光君) 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長(田村 兼光君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

これで、平成23年第4回築上町議会定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

午前10時23分閉会